

令和元年 第11回全員協議会会議録

令和元年12月13日 議員控室

○事 件

町長報告事項

(1) 研修牧場施設整備事業について（農林課）

報告事項

(1) 議員報酬の見直しについて

(2) 議会報告会の開催について

(3) 議会広報モニターについて

○出席議員（13名）

議長 能登谷 正 人 君
関 口 正 博 君
横 田 喜世志 君
赤 井 睦 美 君
田 中 裕 君
安 藤 辰 行 君
千 葉 隆 君

副議長 黒 島 竹 満 君
佐 藤 智 子 君
斎 藤 實 君
三 澤 公 雄 君
牧 野 仁 君
宮 本 雅 晴 君

○欠席議員（1名）

大久保 建 一 君

○出席説明員（11名）

町長 岩 村 克 詔 君
副町長 萬 谷 俊 美 君
財務課長 川 崎 芳 則 君
納税係長 宮 沢 孝 行 君
農林課参事 荻 本 正 君
研修牧場係 高 嶋 一 登 君

副町長 吉 田 邦 夫 君
総務課長 三 澤 聡 君
財務課長補佐 長谷川 信 義 君
農林課長 加 藤 貴 久 君
研修牧場係長 宮 下 洋 平 君

○出席事務局職員

事務局長 井 口 貴 光 君
庶務係長 松 田 力 君

事務局次長 成 田 真 介 君

〔 開会 午後 3 時 0 7 分 〕

◎ 開会・議長挨拶

○議長（能登谷正人君） 全員揃いましたので、ただいまから第 11 回全員協議会を開会いたします。議長挨拶は割愛させてもらって、早速町長報告の方に入りたいと思います。

【農林課職員入室】

◎ 町長報告事項

○議長（能登谷正人君） 研修牧場施設整備事業について、農林課の方から説明をお願いいたします。その他に町長何かありますか。

○町長（岩村克詔君） はい。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 大変、議会終わった後に全員協議会を開いていただきまして、ありがとうございます。この研修牧場につきましてはですね、常任委員会と議論を。さらに最終的にですね、私も出席して常任委員会に説明をさせていただきました。

この研修牧場の目的の細部については担当課から説明させますけども、予算についてはですね、今クラスター事業、臨時国会が終わりですね、本来ならそろそろいいですよと来る予定でありますけども、もう少しで来るものとゆうことで確定を待っているものであります。さらに企業版ふるさと納税につきましてはですね、11 月に国の方に打診をしたところ、いいだろうということで内諾をいただいております。これは 1 月に申請をさせていただいて、企業版ふるさと納税にですね、募集を来年の 4 月から募集を始めるということで考えています。この考え方からいたしますとですね、この予算的なものは、大変膨らんでくるものと。ただこの企業版ふるさと納税も、町の予算化をしなければいけないので、それから議会の、議員の皆様理解をいただきたいなと思っています。しかしながら、この研修牧場施設については、今実施設計を進めているところでありますので、さらに圧縮をいくらかでも下げるように鋭意努力していますので、金額については少し動くものとゆうことで、ご理解をいただきたいと思います。さらにですね、先般の一般質問でも横田議員さんから意見がありました、利益が出るようであればですね、やはりそれは町に返すべきだという話がありましたので、それはもっともだなと思いましたので、これは 4 年 5 年後には利益が出てくるということもありますので、これは法人関係者にしっかりと伝えながらですね、町からの補助を法人としては町からの借金という思いでですね、利益が出たときにはですね、返すような方法をしっかりと踏まえて進めたいと思っています。余談になりますけども、多分文厚の委員さんは聞いたかもしれませんが、全くこの研修牧場には関係ありませんけれども、この病院のですね、医師住宅の方も大変議員の皆様から議論をいただきました。実質負担金が 1 千万円程度という話をいたしました。さらにそのサンピリカのところのですね、この賃借料を下げる努力を担当者も粘り強くした結果ですね、先月より 15 万円の値引きをいただきましたので、これから 17 年間ということで約 3 千万円ほどですね、安くなるということですね、担当の佐々木が一生懸命社長に交渉した結果ですね、15 万円安くなったということで、医師住宅についてもですね、町の負担はなくなったということでですね、ご理解

をいただきたいと思いますし、さらにこの研修牧場についてもですね、鋭意努力をして町の負担をですね、なくなり、さらに固定資産税や事業税で町が少しでも豊かになるように、研修牧場を進めたいと、そうゆう思いでありますので、議員各位のご理解をお願いしたいと思います。

それでは担当課から再度説明をさせます。

○研修牧場係長（宮下洋平君） 議長。研修牧場係長。

○議長（能登谷正人君） 係長。

○研修牧場係長（宮下洋平君） よろしく申し上げます。私から研修牧場施設整備事業につきましてご説明させていただきます。昨年、8月の総務経済常任委員会におきまして、本研修牧場構想をご説明させていただき、その都度、総務経済常任委員会でご意見を頂戴しながら計画策定を進めてまいりましたが、本日は、改めまして本事業内容につきましてご説明申し上げます。ご説明させていただく前に本日お配りしました資料のご確認をさせていただきます。表紙付きの資料のほかに、別紙1から別紙5までの資料を添付しておりますのでご確認願います。その都度ご説明させていただきます。

はじめに、1研修牧場の概要であります、別紙1のイメージ図をご覧くださいながら、お聞きいただけたらと思います。議員皆様ご承知のとおり、昨今、農業の担い手の高齢化、離農により酪農家の戸数の減少や労働力の確保が容易ではない現状であります。また、飼養頭数の拡大による家畜ふん尿の適正処理など酪農を取り巻く課題も見受けられます。このような背景のなか、今後、八雲町の酪農家戸数を維持、若しくは減少ペースを緩やかにして、八雲町の酪農を維持していくために、酪農への新規就農の入り口としての研修機能と、生乳生産量の拡大を両立させ、自立した牧場経営を実現することにより、八雲町における地域振興、農業振興を目指すことを目的に、町内上八雲地区に研修牧場を整備するものであります。

研修牧場の運営につきましては、町、新はこだて農協、地域の生産者が出資する「株式会社 青年舎」を設立し、令和3年4月の稼働を目指し、搾乳ロボット等を備えた牛舎や育成舎、バイオガスプラント等の施設を整備しようとする計画であります。現在、別紙1-1をご覧くださいなのですが、スケジュール表になっておりますが、現在、（株）青年舎が、資金調達のための金融機関との協議、農地取得のための協議、施設の実施設計を行っているところであります。次に2の法人の設立についてであります、法人の商号は株式会社青年舎とし、本年6月27日に設立をしたところであります。本法人の出資者及び出資額であります、先ほども少し触れましたが八雲町、新函館農業協同組合、上八雲地区の生産者が出資者となり、出資額は表のとおりとなっております。代表取締役につきましては、岩村町長、舟田新函館農協北渡島地区運営委員長、地元農家の浦屋氏、取締役には同じく地元農家の2名がそれぞれ就任しております。また、株主総会において、社長に岩村町長、副社長に舟田委員長、浦屋氏が就任しております。別紙2には本法人の組織機構図を添付しております。本法人の核となる牧場を「大関牧場」という名称としまして、場長以下、搾乳、保育・育成、飼料調整を行う生産部、経営総括、職員・施設管理を行う総務部、研修部門を担う研修部と3つの部門を置き、牧場運営を行いたいと考えております。

裏面2ページをご覧ください。3の施設整備についてであります、資料と同じく別紙3の配置図及び3-1の位置図もご覧くださいながら、お聞き願いたいと思います。本研修牧場の位置ですが、別紙3-1のとおり、上八雲地区の旧大関小学校付近から西に1.5キロほ

どの位置にございます。経営の概要としましては、搾乳牛舎、育成舎等を整備し、経産牛、育成牛合わせて、1,115 頭を飼養、年間生乳生産量 約 5,000 トンを予定しております。また、家畜ふん尿処理施設として、200 キロワット規模の発電設備を備えたバイオガスプラントを整備する予定であります。このほかの主な整備内容であります、子牛を飼養する哺乳舎、餌を作るためのバンカーサイロ、研修寮等を整備する予定であります。建設事業費につきましては、主な整備内容に記載しました施設のうち、法人が自己資金で建設するバイオガスプラント整備費を除き、調査設計費を加えました現時点での総事業費は、概算で 37 億 7,080 万円と見込み、このうち、国の畜産クラスター事業補助金を 13 億 4,300 万円、町の補助金を 24 億 2,780 万円と見込んでおります。町の補助金 24 億 2,780 万円につきましては、交付税措置のある起債などあらゆる有利な財源を追求してまいりたいと考えております。

資料 3 ページ目をご覧ください。次に 4 の運営法人の収支計画でご説明いたします。こちらにつきましては別紙 4 に国の補助申請に必要な収支シミュレーションを添付しましたのでご覧ください。別紙 4 の株式会社青年舎 10 か年計画の一覧表の見方ですが、左側半分が収入、右側半分が支出となっております。はじめに左側の収入からご説明申し上げます。初年度としましては、令和 3 年 4 月より牧場が稼働した際には 392 頭で経営を開始する予定であります。初年度は生乳販売代金 1 億 5,760 万 4 千円を含め、2 億 4,348 万 3 千円の畜産収入を見込んでおります。下段のその他の収入は、牛舎等建設費に係る補助金や牛の導入経費や運転資金等に充てる各金融機関からの借入金等を記載しており、収入の合計は 57 億 1,805 万 5 千円としております。2 年目以降につきましては、飼養頭数が揃うことにより、畜産収入が増加し、年 6 億 8 千万円程の安定した収入を見込んでおります。次に初年度の支出ですが、一番上の労賃としては、役員報酬及び法定福利費を含め 7,059 万 2,000 円を計上しております。なお、代表取締役である岩村社長、舟田副社長は無報酬としております。以下、コントラクター等の作業委託料、乳牛診療衛生費や削蹄費等である外注費、農地の賃借料として賃料、その他経営費には主に本牧場の柱である研修プログラムを実施するための研修費用等を計上しておりまして、初年度の農業支出合計は 4 億 325 万 2,000 円となります。その他の欄の借入金返済 1 億 4,409 万 4 千円は、設備投資資金、乳牛購入資金の償還金としております。初年度の資産取得 48 億 1,165 万 3 千円は、建設用地の取得費用、牛舎建設費用、乳牛購入費の支払い等を計上し、支出合計は 53 億 5,929 万 9 千円としております。初年度の農業所得は、稼働直後のためマイナスとなりますが、運転資金や消費税の還付もあることから差引残高は 3 億 5,875 万 6 千円となる見込みであります。乳牛が満床となる令和 5 年においては、農業所得が 8,689 万 7 千円と安定すると試算しております。令和 7 年まで差引残高がマイナスとなりますが、財務キャッシュフローいわゆる現金は必ずプラスとなるよう健全な営業活動となるような計画としております。

次に 5 の研修内容についてであります。別紙 5 研修牧場の研修スケジュールをご覧ください。研修生は通年で募集する予定ですが、今回は 4 月から研修を開始したと想定しご説明いたします。研修牧場の研修プログラムは、表のとおり 1 年目は主に研修牧場内で、家畜管理、圃場管理、収穫管理の基礎を学んでいただき、2 年目以降は町内の協力農家の牧場においてそれぞれの実践研修を行っていただくよう計画しております。また、研修の習熟度に応じて、研修生を十勝にあります農業大学校へ派遣し、短期研修の受講を計画しており

ます。農業大学校では機械操作研修の他、農業経営など酪農経営に関するより専門的な研修を受講することができ、将来の酪農の担い手育成には有効と考えております。なお、研修牧場が軌道に乗った際は、研修牧場での研修生以外に対しても、農業研修費用のサポートができるような仕組みづくりも検討しております。先ほど国のクラスター事業の補助金につきまして若干触れましたが、先ほど町長からもお話があったように、国の令和元年度補正予算につきましては、高額な部分につきましては既に報道等でされておりますが、正式に補助申請の案内等はまだ届いておりません。おそらく 12 月 20 日頃にその通知が来まして、そこから補助申請が始まり、うまくいくと 1 月の中頃から末に内示が来るであろうとゆうようなスケジュールで見えております。その際内示をいただいた交付決定が来るまでに、3 月の定例会におきまして、補正予算等の予算を提出させていただく予定でありますので、その際のご審議をよろしくお願いいたします。

以上、大変ざっぱくで恐縮ですが、研修牧場整備事業の説明とさせていただきます。今後とも随時、進捗状況を報告させていただき、議員皆さまのご理解をいただきながら、事業遂行を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上であります。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりましたけれども、疑問のある方は聞いてもらって、まだ事業が始まっていないから、いかななものかと思えますけれども、疑問な点はお聞き願いたいと思います。

○5 番（斎藤 實君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 斎藤君。

○5 番（斎藤 實君） これまでの説明と、ただ今の説明で大分認識が深まってきているわけです。それでやはり酪農家の将来を考えると、八雲町においての取り組み、北海道においても研修牧場を使っているところなどやっている。ですからこれもまた一つの酪農をこれ以上減らさないための手段としてはまた、これもありかなとゆうふうに思うんですね。ただその中で今町長からも冒頭の挨拶でありましたように、やはり町の補助金の部分がですね、20 何億借金、起債仰いで、そして裏財源を付ければ 7 億 2～3 千万。出せばまああの事業は成り立つだろうと。それも企業版ふるさと納税考えると、そういう部分ではこの部分は若干減っていくのかなと思います。また、現在町の起債の将来負担率を見ても若干低いので、これだけの起債を仰いでも将来的にはいいのかなと感じ取っているところです。ただ、町民全体から見たときに、町丸抱えでやるのがどうなのかとゆう意見は多々あるということだけはあります。それで先ほど町長から話があったように、やはり今後 4、5 年経って軌道に乗ったら、そういう部分の返済という言葉が適当なのかどうかは分かりませんが、ある程度の期間は返済も考えるよと。全額でなくてもね。やはりそういうふうにして広く町民、そしてまた既存の農家にも理解してもらえるような、努力もこれからさらにしてほしいなとゆうことだけは申し上げておきたいというふうに思います。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 斎藤議員の意見はしっかりと聞きながらですね、先ほど私が話をいたしましたですね、補助金については町から借金をしているという思いで、しっかりとこれから牧場の農家の方々にも伝えながら危機感を持ってやっていきたいと。さらにですね、3 年、4 年、5 年には利益が上がってきますので、返済という言葉が先ほど斎藤議員さんも

言いましたけれども、返済という言葉がいいかどうかは分かりませんが、町にですね、しっかりと返していくということをやりながら、また農業の振興に努めたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(能登谷正人君) ほかにどなたかありませんか。

○3番(佐藤智子君) はい。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 町が出資しているのが50%以上ですので、総務省の規定によると25%以上出資しているところは第3セクターであるということで、まだ始まってませんから、策定状況等を総務省の方に報告するとかというところにはならないんでしょうけれども、そういう総務省の方で毎年ホームページで、取り組み状況を公表しなさいというような、そういう指導は受けることになるのでしょうか。

○町長(岩村克詔君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 町長。

○町長(岩村克詔君) そういう指導はないものと思っています。ただ、議会にしっかりと報告していくということはやっていきたいと思っておりますし、あくまでも半分公共的な牧場でありますので、経営的なことはですね、いつまでも公開しながらオープンにしてですね、進めたいと思っておりますので、しっかりとやってまいりたいのでよろしくお願いします。

○3番(佐藤智子君) はい。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 第3セクターという受け止めでは、間違いないですか。

○町長(岩村克詔君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 町長。

○町長(岩村克詔君) どの言葉が適正かどうかは分かりませんが、くくりとしたら第3セクターになるんだろうとゆうことはあります。

○議長(能登谷正人君) ほかにどなたかありませんか。

○14番(千葉 隆君) はい。

○議長(能登谷正人君) 千葉議員。

○14番(千葉 隆君) 新しい形態というか、なかなか今までの地域の中でも珍しい、全国的にもこういう形態で補助申請をしながら責任を町がやるというのは稀なケースだということは事実なのでね、やっぱり町内もいろいろな反応もあるし、注目されていることも事実なのでね、やっぱり良ければ当たり前なようなかたちで言われるけども、やっぱり失敗というか軌道に乗らなかったというところが分岐点になるんでね、やっぱり最悪、町の持ち出しの部分、あとで儲かったら返すからとか、そういう話よりも個人的にはやっぱり軌道に乗せることがまずは第一でそこに専念してほしいなと。もう走り出してしまったから、後戻りできないということもあるし、我々も会社設立のときに出資金の部分も、変動があるにしても、ゴーサインを出した責任はあるんでね、やっぱり何としてでも成功させてもらわなければ、批判は町の理事者にも行くかも分からないけれども、我々にも批判が浴びせられるから、石にかじりついてでも成功させてもらうしかないということしか、今の段階では言いようないんですよね。それでいろいろ担い手の問題だとか、酪農だけじゃなくて研修牧場も成功させなきゃならないし、こっちもやらなきゃならないといったら、そういった部分では、

単に酪農経営だけじゃないということも含めて出資したわけだから、両方ですね、成功させるように全力を注いでほしいなと。町じゃなくてね、青年舎に、出資はするけれども、事業主体は青年舎だから。だから青年舎にたまたま出資の部分が多くなってるから、定款上代表取締役が町長だけれども、これいくらさ、会社の云々と言っても、酪農家の当事者の人たちに頑張ってもらうしかない。だからそのことだけはしっかり伝えてほしいなと。リスクがあってもやっぱりこう、皆リスクがあるのは分かってるんだよね。リスクがあっても、それからほかの事例であっても今回は補助出したりするんだと。独自にやるんだという部分では、この取締役になっている方々、従事する人たち、これから研修する人たちも、町の補助によって研修場を設けるわけだから、その辺はしっかり青年舎と研修生とかもしっかりとやってもらわないと、少しでも経営不良になると、どっちにも火の粉が降りかかるような状況になるのでね、しっかりそこだけは青年舎の皆さんにやってほしいと。ということは補助事業の部分は町のクラスター事務局持ってるから、町の方で携わるけれども、経営のこの資産とかは当然青年舎の方から出てきてると思いますから、この今読み上げたからって町の方が責任を持つわけじゃないから、だから青年舎の方にこの出資計画も含めてきちんと計画どおりにいくように強く要請するしかないと思うんだわ。町はね。これから補助を出すことも含めて、だからそのことだけは当事者の人たちには伝えてほしいなと思いますけれども、可能ですね。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 本当に千葉議員さんおっしゃるとおりだと思います。そのとおりだと思っています。それで、私たまたま今町長がですね、社長ということになってますけれども、これはいずれ農業者に社長をやっていただくということで、話し合いも進めてますので、その都度、町ときちんと分かれてしっかりと運営するというのが一番だと思っておりますので、町にも、議会にあの時の何だったんだろうと言われないようにですね、青年舎の方にしっかりと伝えながら進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） ほかにありませんね。それでは以上で研修牧場の件につきましては終わりたいと思います。ご苦勞様でした。

【農林課職員退室】

◎ 報告事項

○議長（能登谷正人君） 続きまして、報告事項に移りたいと思います。まずは1番目の議員報酬の見直しについてでございます。これは議運の委員長からの説明で。

○14番（千葉 隆君） はい。事前に皆様にはお手元に配付しておりますけれども、詳細につきましては事務局からまずご説明をして、質疑等につきましては私のほうで受けたいと思いますので、事務局の方からご説明をお願いします。

○議会事務局係長（松田 力君） 議長。議会事務局係長。

○議長（能登谷正人君） 係長。

○議会事務局係長（松田 力君） それでは議員報酬の見直しについてということで、まずは事前にお配りしております、見直しについての資料は皆さん手元にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○議会事務局係長（松田 力君） そちらに沿ってご説明させていただきます。

まず、議員報酬の見直し案についてですけれども、これまで議会改革の検討項目の一つとして令和元年7月から議会運営委員会において議員報酬について協議検討を重ねてきました。その結果、議長の報酬額を34万円、副議長の報酬額を27万5千円、委員長の報酬額を25万5千円、議員の報酬額を24万3千円へ見直しが必要という結論を出したところでございます。まず2番の各議員報酬の算定の基準というところをご覧いただきたいと思います。こちらに町村議会議員、そして市議会議員、そして都議会議員の各報酬の算定の基準を記載してございます。

（1）をご覧いただきたいと思います。全国町村議会議長会の議員報酬のあり方について、町村議会議員の報酬の算定基準が示されております。公選職である首長の給料を基にした上で、議員の実働日数と比較して求めるものでありまして、示されている全国標準といたしましては、首長の給料月額に対して議長が40%ないし54%、副議長が33%ないし37%、議員が30%ないし31%とされております。それを踏まえて1ページ下段の3番、町長の報酬に対する現在の議員報酬の割合をご覧いただきたいと思います。町長の月額報酬81万円に対しまして、議員報酬額19万5千円が24%、議長の報酬額29万5千円が36%、副議長の23万円の報酬額が28%という現状でございます。現在の報酬額は、示されている全国標準には当てはまらず、何故この金額であるのかという根拠が不明確であったことから、金額の根拠となるものが必要であると考えまして、先駆議会の取り組みに学び報酬額を試算したところでございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。4番、各議員報酬額の試算方法についてですが、議員の活動量と町長の活動量を基にする方式をとりまして、議員報酬の試算をすることといたしました。（1）まず議会活動のカウントの方法ですけれども、こちらにつきましては、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの1年間の議会活動について対象として、活動があった日につきましては、全て1日とカウントして算出をしたところでございます。

（2）の議員の活動日数ですが、まず議長の活動につきましては、八雲町議長として参加した会議および用務等の実績により算出をしております。副議長につきましては、副議長として参加した会議用務等の他に所属委員会等の活動日数を加算して算出してございます。議員につきましては、所属委員会等の違いがありますので、各会議等の組み合わせによって、算出をしております。議員の各会議の組み合わせによる算出についてですが、まず全員が対象となるものについては、本会議から始まり予算特別委員会、全員協議会、記載のとおりものを全員対象としております。こちらが合計40日の活動がございます。また各議員の所属の有無によって加算されるものが、文教厚生常任委員会からはじまり、次のページの総務経済常任委員会、広報広聴常任委員会というものが、それぞれの所属の有無によって加算をしたところでございます。そしてその算出結果によりまして、議員については一人44日から60日当たりの活動日数があり、議長につきましては、141日の活動日数、副議長については94日の議会の活動日数があったというところでございます。

3 ページ下段の(3) 日常活動日数ですが、こちらは議員としての日常活動ですけれども、そちらについては把握が難しいことから全国町村議会議長会の政策審議会、議員報酬についての全国標準を参考にして、住民との接触を月 2 回程度、調査研究についても同様に月 2 回程度と換算し、合計 48 日を議員個人として行っている、日常活動の日数としたところでございます。

4 ページご覧いただきたいと思います。そこから算出される議員の活動日数につきましては、議員が 92 日から 108 日、全体の平均でいきますと 99 日の議員活動日数がございます。議長については年間で 189 日、副議長については年間で 142 日の活動日数がございました。(5) 比較となる町長の職務遂行日数ですが、町長の職務遂行日数につきましても、議員同様に平成 30 年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間を対象としてございます。その結果町長の 1 年間における職務遂行日数は、330 日という実績がございます。ここから算出される議員活動日数と町長の職務遂行日数の比較ですけれども、議員につきましては 27% から 32%、議長においては 57%、副議長においては 43% という比率が算出されます。その結果、議員報酬にあてはめますと、議員の報酬でいきますと、月額 21 万 8 千円から 25 万 9 千円、議長報酬につきましては、46 万 1 千円、副議長につきましては 34 万 8 千円という試算結果が出たところでございます。

5 ページをご覧ください。6 番その試算結果によります、議員報酬の見直し案についてでございます。まず(1) 議員の報酬額についてですが、議員の全体の平均活動日数は、99 日でありまして、町長の職務遂行日数に対する活動日数の割合は 30% となります。また全国町村議会議長会において示されている全国標準も 30% から 31% とされているところから、町長の報酬に対する割合を 30% と設定し、現在の町長の報酬に対する割合の 24% から 6% 引き上げることといたしました。30% に引き上げますと、町長月額報酬の 81 万円に乗じた 24 万 3 千円が議会議員の報酬額の見直しとしてございます。(2) の議長および副議長の報酬額についてですが、議長副議長の活動日数の割合は全国町村議会において示されている全国標準を大きく超えていることから議員の報酬の見直し幅と同じ、6% の引き上げを上限と定めまして、議長については現在の町長月額報酬に対する割合、36% から 42% へ。副議長については、28% から 34% へ引き上げることといたしました。その率から計算される各報酬額は、議長が 34 万円、副議長が 27 万 5 千円としてございます。(3) 常任委員会委員長の報酬についてですが、現在の報酬につきましては、議員の報酬額に対しまして、委員長報酬が 1 万円多く設定されているところでございます。ただし、根拠が明確ではないため、この度の議員報酬の見直しにあたって、委員長の報酬の取り扱いについても協議をいたしまして、委員長の報酬についても、委員長としての活動を加味したものとして算出することといたしました。算出の考え方については記載のとおりですが、委員長につきましては、委員会の運営や進行を行うにあたって、事務局等と打ち合わせ等を行っておりますので、その活動をプラスした計算をして算出してございます。

6 ページをご覧ください。委員会の打ち合わせ等の日数は、記載の計算から、6 日から 7 日間というふうに計算されてございます。それによって委員長の町長の職務遂行日数に対する割合は 31% から 32% と計算されまして、報酬の試算額でいきますと、25 万 1 千円から 25 万 9 千円の幅となります。そこで②の委員長の報酬額についてですが、この結果を受けてこれまでの報酬における、委員長と議員の差額が 1 万円であること、そして見直しした後

の副議長との報酬額の差額を考慮しまして、委員長の職務遂行日数割合を 31%から 32%の平均であります、31.5%と設定し、町長の月額報酬に対して乗じた 25 万 5 千円、議員報酬について、プラス 1 万 2 千円とするということで、見直しとしてございます。以上が見直し案の内容についての説明でございます。最後のページ、7 ページにですね、補足としまして、これまでの議員報酬に関わる予算額の推移、そして議員報酬の見直しを行った場合の試算について記載してございます。平成 18 年定数 26 名であった当時は、議員報酬にかかる予算額については、9,714 万 2 千円でした。そこから推移がありまして、今年度令和元年度におかれましては、議員数 14 名でありまして、予算額は 6,246 万 2 千円でございます。報酬額の見直しを行った場合、現在の定数 16 名であれば、8,950 万 8 千円、現在の議員数である 14 名で試算いたしますと、7,871 万 3 千円となりまして、約 2 千万円近く増額となる予定でございます。議員報酬の見直し案の内容についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 見直し案について案が出ました。すべて根拠をもってして計算してるみたいですけども、皆さんの方から何かありましたら。

○4 番（横田喜世志君） はい。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） ここに町村議長会が出している一覧表みたいなのがあって、その中で町の人口当たりの。町だとかあと渡島檜山のあとこれは後志のところは一覧表なんですけれども、その中でも八雲町長の報酬がね、高い方なんですよね。それが正当かどうかという、今回の議題もそうですけれども、それが正当かどうかという判断は誰がするというあれもあるのかもしれないけれども、ただ近隣からいうとやっぱり八雲が高いので、突出していいのかどうかというところとかも考えた方がいいのかと思ってるんですよね。だから単純に町長の月額 2%かけても、ほかの町ではそれに例えば 30%に満たないのがほとんどで、安いところでいけば 21.4%とかというところがあります。高いところでも 28%程度なんですよ。そうすると八雲が 24%から 30%に引き上げる 6%アップというのは、かなりの金額で突出することになるんじゃないのかなと思うんですけれども、どうなんでしょうかね。段階的に上げるとかという部分とか。

○14 番（千葉 隆君） はい。

○議長（能登谷正人君） 千葉議員。

○14 番（千葉 隆君） 我々議運で精査したときに、まず北海道的にどうなんだろうということをもっと最初に考えました。それで、北海道は全国的に東北のちょっと一部含めてなんですけれども、その地域だけえらく低いんですよね。それで、それじゃあ議員の報酬の基礎とかルールというのは全国標準なんだわ。町職員そうだし。要は交付税措置されるわけだから。だからそういった意味で結局この地域だけが低いということで渡島管内だとか後志を見れば全国から見れば低いんですよね。それで当然横田議員さんも自分の全国的に報酬が算定されているということは、分かると思うので、だから基準を設けるときに、そういう基準でなくてしっかりと全国標準に基づいて今回したので、当然低い地域から見れば高いし、高い地域から見れば低いということの結果だと思うんでね、だからあくまでも全国標準をみて基礎単価を決めた。だから低い安いということじゃなくて、全国水準に基づいてうちの今の議員報酬の基準を決めたということで、額は最終的にこうゆう額になってますけれども、

基準を決めたということで理解してもらいたいなと。当然低い地域、北海道なら北海道、たまたま八雲は北海道ということでそういう部分はあるんですけども、基準を決めるときにあくまで参考にしたのは全国の町村会の基準、パーセンテージ持ってやってるんですが、ただあともうひとつはですね、金額的な話をすれば、よく今年とか去年から結構議会に視察に他の都道府県から来るんですけども、八雲町よりもむしろ小さいところが八雲町より多いというのも目の当たりにしています。それで、そういうことからすると、この広域な活動の範囲というのは加味していません。今回はね。だから実質、活動の対価としてもらうという視点からすると、面積だとかも入れなきゃならないですけども、今回はあくまでもそうしたことも加味しないで全国標準という中での自分たちの報酬の単価の計算式を作ったということで、額を趣に議論をしたわけじゃなくて、結果としてそういう額になったというふうに理解してほしいなと思います。もしかしたら減ってたかも分からないし。今までなかったから、算定根拠を作ったということで理解してもらいたいと思いますし、当然町長の報酬額が下がればこれも当然そういう計算になってますから、その時期になったら議員の報酬も下がりますよということですので、ルールを決めたということなので、横田議員さんが言うように町長の今の基準額が他より高いと。逆に言えば安くするべきだということが決定したら、我々も基礎の 80 何万というのを基準額にして計算してますから、70 万になったら必然的に下がるということで、額じゃなくてルールを今決めたよと。そしてルールを決めた部分で金額が出てきたよということなので、当然財政状況が極端に悪くなってきたら町長も 20%、30%と報酬額を下げると。夕張市なんて 20 万ちょっとだから。そういうふうになったらこのルールを作ったら相当議員も 7 万とか 6 万という世界になってしまうと。だからそういう覚悟も持たなければならぬから町の財政もしっかりとチェックしていくということも自分たちの報酬というか活動費を確保する上ではしっかりしていかなければならないのかなというふうに思いますし、また、町の財政規模や財政力も含めて町長の報酬を決めてると思いますので、そういうふうに理解してほしいなと思います。

○議長（能登谷正人君）　ありがとうございました。皆さんご理解ですね。

○5 番（斎藤　實君）　はい。

○議長（能登谷正人君）　はい。

○5 番（斎藤　實君）　これまでルールというのかな、基準というのが今までなかったような状況ですね、それで檜山を見てもどちらかという、ほとんどそういう基準を持っていないような状況なんですね。実は昨日、隣の町の議員さんと話をしてどうなんだということで、まだそこまで考えてないんだよねってゆう話もあったりして、やはり基準額を設けることには、金額は別にしてね、基準額を設けるという今回の改正には、大いに賛成していきたいなというふうには思います。

○議長（能登谷正人君）　はい。

○2 番（関口正博君）　いいですか。

○議長（能登谷正人君）　関口君。

○2 番（関口正博君）　今の千葉委員長の話に納得はしましたけれども、僕は一番素人に近い人間として、この給料をこれだけ上げるということは、一般の方に見れば、定数の問題とは切っても切れないと思うんですよ。きっとこれからそういう話も議運の中でされるんでしょうけれども、その方向性というのはまだ出ていないんでしょうか。これからですか。

○14 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 委員長。

○14 番（千葉 隆君） すぐお手元にあるんですけれども、議会報告会を開催しなければならないということで、今の議員定数のお話もありましたので、定数と報酬、議会基本条例で議員の報酬を改定するときには、町民の意見を聞かなければいけませんので、町民の皆さんの意見を聞くということが一つと、もう一つは、一度最終的には特別職の報酬審議会も開いていただいて、その議論をしていただくとゆう手続きも最終的にはしていくスケジュールになっています。その前段で、町民の皆さんに2月12日ということで2班に分かれて4か所において報告会を開きながら、見直しについて説明していきたいと。当然その中で議員定数の話も出てくると。だからその抱き合わせで議論するかということも最初は話したんですけれども、なかなかそれでは結論が出ないということで報酬の方を先に決めてということでの手順を決めたんですよ。だから一緒にやる、議論して一緒に報告して一緒に決めましょうという選択肢を今回とらないで、報酬を決めて議論のときには町民の皆さんには定数の話も聞いて、その後報酬をいつ上げるかという施行日もその後に決めるという日程を組んでました。当然決めたものに対しては、定数を減らすのか、現状でいいのか、当然なかなか増やすという状況にはないと思いますし、中には、いるかも分からないですしね。だからその辺丁寧に町民の皆さんに4か所で説明をして意見を聞きたいというふうに思っています。それと、選挙間際にこういうことをやるんでなくて、やっぱり一年くらい前にこういうふうな定数ですよ、議員報酬ですよということはしていかないと、ギリギリ、日程の中でどさくさにやられたみたいなかたちにだけはしない方がいいんじゃないかということで、こういう日程で進行する予定になっています。ほかにも議会改革の議題はあるんだけど、先行してこの議論だけはしていました。

○議長（能登谷正人君） 理解されましたか。

○4 番（横田喜世志君） はい。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） 先ほどの委員長の説明でいけば、町長の給与削減とかがなると、それにつれてというような雰囲気にとられたと思うんです。でもうちら以前、自主見学というのも経験してますし、そういうので右往左往してもいいようなものなんだろうかという思いもあります。

○議長（能登谷正人君） 私から少し付け加えさせてもらいますけれども、この議員報酬というのは本当にデリケートなもので、全国で出している、「議会人」という本をとっている方だったら内容で分かると思いますけれども、それから道で出してくれている本もあるんですけれども、その中では北海道47都道府県の平均値は全部出るんです。それでその中で一番低いのは沖縄で、それから46番目が北海道という、それが全国的な平均。その「議会人」という本によりますと、町長の報酬額に今、千葉委員長が言ったみたいに、何パーセントって上げる幅が決まっていないので、ただ問題は町長に対して43%から54%までの幅を設けてありますよという基準があるんですよ。全国的には。ですからそういう基準に照らし合わせていくと、自分もちょっと調べてみましたけれども、町長の81万が八雲町の予算規模であれば、はっきりはしてないけれども、安い。平均して上の方かなというのがありますけれども、予算規模からいって財政規模からいったら安い。町長もその内容を分かっています、

俺の給料の財政の割には安いもなというのが一度話し合われて、これはさっきも言っただけでもデリケートな問題だから、審議委員会にかけてやってもらったらどうですかということは提案してはいたけれども、渡島の議長会の中でもこの問題を今取り上げようとして自分はいらんです。それで今渡島管内はほとんど選挙が今年の4月で終わったあとにすぐ上げるわけにはいかないから、様子を2年見ると。各議長の考え方を聞きましたら、2年くらい見て2年前になったら結論を出さなければならぬだろうなということは言っていました。確かに議員のなり手不足からいろいろ考えるとそうゆことも加味していかなくや、なり手も段々いないんじゃないかと、そうゆうようなことも発言してくれる議長さんもおられました。ですから今議長会で来年度の渡島と檜山の議長連絡会の中では渡島も檜山も含めてですね、この問題を渡島だけで議論しても仕方ないから、檜山も含めて議論をするように事務局にテーマとして申し入れをしております。それで、そうゆう流れの中ですから、直近になって上げる、選挙終わってから上げるんじゃないかと、やはり2年くらい前にはやはり上げる上げないは別としてですね、ある程度の基準を作っておかないと駄目じゃないかなという思いもあります。それで一つは八雲町の1万6千人の人口で、選挙がないというような、実質的にはあるんですけども、ないものとして等しいものですから、やはり若い人が出てくるためにはある程度の配慮もしてやらなければならないんじゃないかと、そうゆうことも常日頃いろんなことも考えておるところなんです。だから、漢方薬ではないと思いますよ。議員のなり手にはこの議員報酬というのはカンフル剤にはならないと思いますけれども、非常にこの2つは難しい問題だなと捉えております。それで、これは冗談としてとってください。八雲の議長のところ改定だから、八雲で上げてくれればそれに乗っかってやれるんだけだなという。冗談ですよ。正式な会議じゃないですから。そうゆうところではそうゆうようなことも言われているのは事実です。

○9番（三澤公雄君） はい。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 今、委員長がおっしゃったように、議会報告会に向けて少なくともたたき台としてね、根拠を持った議員報酬の提案というものを町民に理解してもらおうと。それに今度町民側から定数の話を上手く導き出すという、是非この考え方のスタートラインには共議団の人にもしっかりと乗ってもらいたいの、今、腹に一物持ったまま終わるよりもですね、できればどうやったらその根拠というものを自分たちも共有できるんだろうという観点で質問を上げていってもらいたいし、単純な5千円上げるだとか、1万円上げるだとか、横を見たらどうだとかという今までの、いわば根拠が希薄だったやり方ではなくて、今回は町民に向かって提案するにあたって、根拠を持ったというところを理解してですね、今の段階ではその根拠に対して、自分たちはどう思うのかというかたちで少しでも多く皆で共有できる案を議会報告会に向かって作れるような感じで、腹を割って全部出し切るようなかたちでの議論をお願いしたいなと思います。

○議長（能登谷正人君） 人口は七飯の方、いつも七飯の動向を見てるんですけども、人口は七飯の方が多いんですけども、予算規模は八雲の方が大きいんです。そうゆう面から見ると、当然八雲が財政的にも豊かになってきてるんだから、まずは八雲でというような話しは、統計的にもそうゆうふうにして出てますのでね、なるほどなといわれると、なるほどなんですよ。

○3 番（佐藤智子君） はい。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 議運を経てきてるわけなんですけれども、今三澤君が言ってくれたこともありますので、私としましてはですね、その24万3千円というのを、バーンと提示するのがあるのかもしれないけども、4ページの幅を持った提案の仕方っていう方が、町民に対してはショックが少ないと思うんですよ。それで今6%というパーセンテージが出たので、それを基準としたいということが大多数だというのは言ってもいいと思うんですよ、町民感情からするとその半分でもいいんじゃないのっていう意見もあるかもしれない。そうなるとその4ページの議員に対して21万8千円から25万9千円という、これだけの幅のある提示の仕方というのも一つあるのではないかなと私個人は思うんですけども、というのを言っておきます。

○議長（能登谷正人君） ありがとうございます。いずれにしても議会の報告会等がこれからありますので、その問題を投げかけながら進めていった方がいいんじゃないかと。ここで今決めちゃうんじゃないくて、委員長も、それから三澤君も、そういうような考え方のいいんじゃないかというのがありますけれども、それによって町では特別職の報酬審議会というのがありますので、そこで決定しなければどうしようもない話ですから、議会だけ上げるというのもそれはいかなものかと思いますので、ちゃんとした機関に決定してもらうというのがありますのでね、その辺は町民とのいろんな話の中でこれから定数の問題も話をしていかなければならないと思いますので、その辺も含んでおいてもらえればありがたいなと思いますけれども。

○9 番（三澤公雄君） はい。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9 番（三澤公雄君） 議員報酬について一度確認をとらなければいけないなとずっと思っていたんですけども、今日は思い切って竹濱さんの時代からいろいろ言われていることなんですけれども、共議団の議員報酬のあり方というのが、違うんだという話をチラチラ聞くんですよ。それを一度共議団の方から本当か嘘かというか、一度聞きたいなと。要するに自治体からもらった議員報酬というのを一度党の方にあげてしまって、それで党の方から別な基準で報酬が来るんだということが竹濱さんが一度委員長になったときにそんな噂を先輩議員から聞いたことがあるんです。もしそうだとしたら僕たちが議員報酬って話し合っている土俵と違うということなので、だからその辺を信頼を持てる何か資料の提示か何かをもって、違うんだとか、もしそうだとしたらそういうルールを知らない、同じ土俵で議論をしたときに、なんかちょっと一般の僕らの議員は馬鹿見ちゃう部分もあるんじゃないかなと思うので、その辺の審議というか何かそういうことを証明できる書類だとかも一緒に提示するということではできませんか。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 私の後で横田さんにも話してもらいたいと思いますけども、一度もらったものを組織に上げてということは、今はというか、ありません。それはないことなんです。それで今三澤君が暗に意味したのは、多分民間の平均給与というのがありますよね。あれがひと頃26万だったんですけども、今は27万円で、それで党からいろいろな財政

の中から議員についてはその議員報酬と一般給与の差額を支給するとかという、そういうのはあるんですけども、それは我々の活動に対して党から出ているというものであって、直接議員報酬との絡みというのとはまた違うということなんですけども。

○4番（横田喜世志君）　ということは、今のでいうとちょっと変にとられるかもしれないんですけども、我々共産党というのは専属なんですよ、基本が。議員活動というのは。それで党が生活をみるという前提の基に今27万かな。というのが基準と。それ以上もらっている議員さんはそれを寄付したりすることもありますし。

○議長（能登谷正人君）　それは党へ寄付。それとも議員として一般のところに。

○3番（佐藤智子君）　違う違う。

○議長（能登谷正人君）　誤解のないように。

○4番（横田喜世志君）　そうゆうふうに大概の町村議員というのは額が低いので、大体が党から支給される例が多いということですね。だから専属議員という立場なんですよ。

○14番（千葉 隆君）　そこら辺は政党の基準だから、また一般のこの部分では馴染まないけども、唯一全国標準でやってるというのは同じだというのは理解できるかなというか、だからコアの地域でそうゆうことをやってるんじゃないかと、やっぱり町村議員ということでもたまたま真なら真ということで全国標準でやっているのは、やらなければならないということはやっぱり確かだと思うんだ。

○9番（三澤公雄君）　だから今の提案の中に、僕等は全国標準を則って八雲町議員の報酬を決めようという考え方を広く町民に浸透させるという意味では同じ土俵にいるのかなという。

○議長（能登谷正人君）　どうでしょう。この問題、この辺で。

（「はい」という声あり）

○議長（能登谷正人君）　それでは、これから報告会等いろんなことがありますので、含めてですね、前に進めていきたいと思います。引き続き、報告会についてお願いいたします。

○議会事務局係長（松田 力君）　それでは議会報告会の開催について説明をいたします。ただいま協議いたしました、議員報酬の見直しについての考えについてですね、広く町民から意見を聞く機会として、議会報告会を開催したいというふうに考えております。まず、日程及び会場につきましては、年明け令和2年2月12日の水曜日、会場につきましては、はびあ八雲、くまいし館、落部町民センターで開催予定です。開催の時間に関しては、各会場記載のとおりであります。はびあ八雲が13時30分からの昼の部と18時30分からの夜の部を予定しております。くまいし館につきましては、13時30分から、落部町民センターについては18時からの開催予定としております。2番の報告会の主な内容についてですが、今お話したように、議員報酬の見直しの考えについて説明をして意見を聞くこと。そのほかに来年度以降の新規事業につきまして各委員会から抽出し、その報告をする内容を予定してございます。3番の班編成及び担当会場についてですが、まず班編成につきましては、今お話したように各常任委員会の新規事業の報告をするというところから、総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会を半分ずつ分けてですね、組み合わせて今素案として記載してございます。A班、B班それぞれ6名ずつの体制を予定しております。（2）担当会場ですけれども、A班につきましては、はびあ八雲の13時30分からの昼の部と、落部町民センターの18時30分。B班は13時30分からのくまいし館と、18時30分からののはびあ八雲の夜の

部を予定しております。各班一日で二会場担当するというスケジュールを考えてございます。今後の準備の進め方につきましては、各班から3名ずつ委員を選出していただきまして、準備会を設置したいと考えております。また、議会報告会のタイトルについては、準備会で検討する予定でございます。同じく報告内容の検討、そして報告資料の作成についても準備会において進める予定でございます。また、各班においてそれぞれ、座長・司会・記録の方を決定していただき、後ほど事務局の方にお知らせ願いたいと思います。議会報告会の開催の内容についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○14 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） はい。

○14 番（千葉 隆君） そうゆうことで、日程と会場ももう予約してますので、この部分についてはもうガチンコでお願いしたいと思います。今日は懇親会6時からあるので、各班で話し合ってもらって、その中で今日中に事務局の方に準備会の3名を選出してください。その中で座長・司会・記録は後でもいいので、とりあえず先に3名だけは、今日決定していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それから第1回の準備会を12月19日に予定しておりますので、あわせてお願いいたします。以上です。

○議長（能登谷正人君） はい。ありがとうございます。分かりましたね。よろしくお願いいたします。

○5 番（斎藤 實君） 12月19日。

○9 番（三澤公雄君） 病院の勉強会の前にやるんだって。

○議長（能登谷正人君） 12月19日病院の勉強会があるので、その前に3名選んでいただいて事前をお願いいたします。それでは、議会報告会については皆さん何かありますか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） それでは、議会報告会の方は終わりましたね、今度は広報のモニターについての案ということで、資料が配付されておりますけれども、これはどなたが。

○13 番（宮本雅晴君） はい。

○議長（能登谷正人君） 宮本議員。

○13 番（宮本雅晴君） 議会広報モニターについての案が出来上がりましたので、議会事務局の方から説明の方をお願いいたします。

○議会事務局次長（成田真介君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 次長。

○議会事務局次長（成田真介君） 議会広報モニターの導入についてご説明いたします。

1の検討を行った経緯でございますが、議会広報モニターにつきましては、町民からの意見・提案等を幅広く聞くことで、より見やすく親しみやすい紙面と議会広報の充実を図るため、導入してはどうかという意見が委員の皆様から出されておまして、内容の検討、設置要綱の作成等について、令和元年8月26日、令和元年10月15日、令和元年12月11日開催の広報広聴常任委員会で検討を行ったところでございます。2の検討結果でございますが、議会広報誌に限らず、議会広報全般に渡って、意見・提案等を聞くことで、より充実した広報活動を推進していくことを目的に、議会広報モニターを導入するものでございます。別紙（案）のとおり、設置要綱を作成し、令和2年1月1日より施行とし、議会広報2

月号と、議会ホームページにて公募をするものでございます。以上、議会広報モニター導入についての説明といたします。

○議長（能登谷正人君） ありがとうございます。モニターの設置要綱が出ておりますけれども、これは皆さん見たとおりですので、よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○議長（能登谷正人君） それでは、モニターの件はこれで終わらせてもらいます。

◎ その他

○議長（能登谷正人君） その他ということで皆さんから何かありますか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） では、事務局の方から。

○議会事務局係長（松田 力君） はい。

○議長（能登谷正人君） 係長。

○議会事務局係長（松田 力君） 私の方から一点、本日定例会の中で議決頂きました、議員報酬の期末手当の見直しの関係で、既に12月10日に12月分の期末手当が皆さんに支給されていますけれども、支給率の見直しによって支給される差額分については、12月25日に支給予定でありますので、こちらでお知らせさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） それでは、以上を持ちまして全協を終わらせてもらいます。
ご苦労様でした。

〔 閉会 午後4時27分 〕

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

八雲町議会議長